一般社団法人埼玉県物産観光協会と台湾旅行会社5社との 台湾市場からのインバウンド誘客に関する連携協定書

一般社団法人埼玉県物産観光協会(以下「甲」という。)と吉光旅行社、東南旅行社、五福旅行社、喜鴻旅行社、旅遊家旅行社(以下「乙」という。)は、埼玉県の物産観光振興を通じて、互いの発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、県内観光関連 事業者による磨き上げの意識醸成、台湾の旅行者ニーズに合った魅力的な旅 行商品の開発・販売を通じて、継続的な誘客施策の展開による商品販売利益 及び県内観光消費額の増加を目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。
 - (1) 台湾における埼玉県のブランド力向上に関すること
 - (2) 埼玉県のコンテンツ・旅行商品の開発・販売に関すること
 - (3)台湾でのプロモーションの展開に関すること

(秘密保持)

- 第3条 甲と乙は、この協定に基づき実施される活動において知り得た情報を 第1条の目的以外で使用してはいけない。
- 2 甲と乙は、事前に相手方の同意を得た場合を除き、第三者に対して、この協定に基づき実施される活動に係る情報を開示又は漏洩してはいけない。
- 3 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の日の1か月前までに甲乙いずれからの別段の申し出がないときは、この協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

17171	HIV	

第5条 この協定に定める事項について甲乙にて定期的に協議を行う。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた際は、適宜、甲乙にて誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、甲及び乙が署名の上、 各自その1通を保有する。

令和7年2月20日

甲	一般社団法人埼玉県物産観光協会 会 長 朝霧 重治	
乙	吉光旅行社 董事長 林約拿	
乙	東南旅行社 協理 温怡誠	
乙	五福旅行社 副協理 蔡晏誠	
乙	喜鴻旅行社 協理 劉恵玲	
乙	旅遊家旅行社 副総経理 蒋佩倫	